

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和4年 3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

石川県立鹿西高等学校 学校施設管理業務

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

下記履行期間中の平日18時30分～20時00分
並びに土曜日・日曜日・祝日の15時00分～18時00分
(ただし、年末年始(12月29日から1月3日)は除く)
学校内の巡回・施設設備等の保全、外部との連絡、文書の収受

(3) 納入期限(履行期間)

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：鹿島郡中能登町能登部上ヲ1番

所 属：石川県立鹿西高等学校

連絡先：TEL 0767-72-2299 FAX 0767-72-2496

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年4月1日(金) 10時00分

(2) 提出先

住 所：鹿島郡中能登町能登部上ヲ1番

所 属：石川県立鹿西高等学校

連絡先：TEL 0767-72-2299 FAX 0767-72-2496